

鯖江市社会福祉協議会 倫理綱領

令和4年4月1日

1. 利用者支援にあたっての原則

1. <差別の撤廃>

私たち職員は、利用者の人権擁護に努め、利用者一人一人をあるがままに受容し、国籍、出身、出自、性別、年齢、信仰する宗教、文化的背景、社会経済的地位、障害や疾病の状態、性的指向、その他いかなる理由によっても差別をしません。

2. <自己決定と個人の尊重>

私たち職員は、利用者一人一人の個性を理解し、利用者自身の選択と決定を尊重しながら、一人一人の利用者の自己実現と自立的な生活の実現をめざすとともに、施設利用にあたって本人の尊厳や利益が損なわれないよう、利用者主体の支援を行います。

3. <平等な立場>

私たち職員は、利用者の人格や行動を、情緒豊かに受容し、内面理解を通じて共感し合い、常に当事者意識を忘れずに、積極的な自立や意欲の向上を促しながら、人として平等な立場で支援します。

4. <社会参加の支援>

私たち職員は、利用者一人一人の市民としての権利を守るとともに、地域の中で、地域社会の成員としての役割を担いつつ、自立的で豊かな生活を送ることができるよう、地域社会を共有の財産として活用しながら、利用者の社会参加の支援と地域福祉の向上に努めます。

2. 職員の基本姿勢(利用者に対する倫理責任)

1. <利用者利益の優先>

私たち職員は、業務の遂行にあたり、利用者の生活をより豊にするため、利用者一人一人のライフステージに応じた安全・安心・満足を充足する支援サービスを最優先に考えます。

2. <私的利用の禁止>

私たち職員は、自己の私的な利益のために利用者との関係を利用しません。

3. <傾聴と個人の尊厳の尊重>

私たち職員は、利用者一人一人の声(訴え)に傾聴し、利用者の人格とプライドを尊重した関わりを持ち、信頼関係を強めていくことを通して、利用者が安心と誇りを持つことのできる生活の実現をめざします。

4. <個人情報保護・秘密保持>

私たち職員は、利用者や関係者から個人情報を得る場合、その利用目的を明確にした上で、業務上必要な範囲にとどめるとともに、知り得た利用者一人一人の情報の秘密の保持と適切な取り扱いに努めます。これは、何らかの事情で、利用者が退所したり職員が職務を退いた後も同様とします。

5. <プライバシーの尊重>

私たち職員は、利用者のプライバシーに最大限配慮した支援サービスを提供します。また、関係者から情報を得る場合は、プライバシーを最大限尊重し、必ずその利用者から文書による同意を得てから行います。利用者の意思表示が困難な場合は、成年後見人や保護者・家族などの同意を得ることとします。

6. <知る権利>

私たち職員は、利用者が自ら利用できるサービスや社会資源の内容について、これを制限してはならず、知る権利を大切にします。

7. <説明責任>

私たち職員は、利用者が求める情報や支援に関わる必要な情報を適切な方法でわかりやすい表現を用いて提供し、活用できるように支援します。

8. <記録の開示>

私たち職員は、利用者および成年後見人や保護者・家族などから記録の開示の請求があった場合、所定の方法で記録を開示します。

9. <体罰・虐待の禁止>

私たち職員は、いかなる理由があっても利用者に対して体罰・虐待は絶対に行いません。ここでいう体罰・虐待とは、直接・間接を問わず、利用者身体的および精神的苦痛を与える（与える可能性があることを含む）ことを指します。

10. <性的差別・虐待の禁止>

私たち職員は、利用者に対して、性別・性的指向などの違いから派生する差別やセクシャルハラスメント、性的虐待を絶対行いません。

3. 同僚との関わり(職員のチームワーク) <実践現場における倫理責任>

1. <最良の実践を行う責務>

私たち職員は、現場に置いて、最良の職務を遂行するために、自らの専門的知識・技術を惜しみなく発揮します。

2. <敬意と連携・協力>

私たち職員は、利用者一人一人のニーズに最大限に応えていくために、相互の専門性を尊重し、敬意を払うとともに、常に迅速な「報・連・相」（報告・連絡・相談）を行い、連携・協力し合います。

3. <相互批判>

私たち職員は、利用者一人一人のニーズに最大限に応えていくために、必要に応じて、真摯な態度で利用者支援の内容について相互批判していきます。

4. <社会的ルールの遵守>

私たち職員は、関係法令や法人の定めた諸規定を遵守することはもとより、一社会人としてのルール（モラル）も守ります。また、職員間でのセクシャルハラスメントやパワーハラスメントは絶対行いません。

5. <通告義務>

私たち職員は、本綱領から逸脱した行動をとり、利用者や職員の権利、身体、財産

などを侵害したり、侵害する危険性のある事柄を知った場合は、これを放置せず直ちに通告します。また、通告した職員などに対し不利益が生じないよう最大限の配慮を行います。

4. 関係機関、家族、地域社会との関わり(社会に対する倫理責任)

1. <関係機関・家族との連携>

私たち職員は、利用者一人一人の生活の向上や生活上の諸問題の解決のために、苦情解決の仕組みを活用しながら、関係機関や家族・保護者との連携を密にし、継続的に連携していきます。

2. <地域との連携>

私たち職員は、利用者一人一人が地域の中で市民として生活していくために、常に地域社会との関わりを持ち、理解と協力を得られるように努めます。

3. <情報開示とコンプライアンス>

私たち職員は、本綱領の遵守が義務であり責任があることを自覚するとともに、地域社会の構成員として関係法令を遵守し、情報開示に努め、誰に対しても誤解を与えず、信頼関係の構築に努めます。

4. <環境保護>

私たち職員は、業務上発生する環境への影響を考慮し、地域および地域社会の環境保全に向けて意識向上を図り、省エネルギーやリサイクル活動に取り組み、環境関連法の遵守に努めます。

5. <社会的包摂の実現>

私たち職員は、あらゆる差別、貧困、抑制、排除、無関心、暴力、環境破壊などに立ち向かい、SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」、すなわち包摂的な社会をめざします。

5. 専門性への責任(専門職としての倫理責任)

1. <自己研鑽>

私たち職員は、私たち自身への信頼に基づいて、社会から託された業務を全うしていくために、常に研鑽に努め、専門性を高めます。

2. <内省的姿勢>

私たち職員は、自分自身の知識や技術の限界を認識し、謙虚な姿勢で業務に臨み、広く意見や教えを乞い、関係者や関係機関と連携し、自分本位の支援に陥らないように常に自分自身の利用者支援の内容を顧みて、利用者本位に改善しようとする姿勢を持ち続けます。

3. <地域福祉への後見>

私たち職員は、職務遂行によって得た専門的知識や技術を、地域社会の福祉の向上に役立てていきます。

4. <信用失墜行為の禁止>

私たち職員は、その立場を利用した信用失墜行為を絶対に行いません。

セルフチェック項目(職員の皆さんへ)

日常の業務中などで、判断に迷った場合は、次の5つをチェック項目として自問自答してみてください。

- ① 利用者の期待に反していませんか。
- ② 法律や法人のルールに違反していませんか。
- ③ 自分の良心に反していませんか。
- ④ 家族が見て、あるいは、世の中の尺度で見ても、恥ずかしいと思えるものではありませんか。
- ⑤ 問題があると思っても、他の人もやっている、あるいは、以前からやっているという理由でなんとなく継続していませんか。